

意見提出者	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社
1. 項目	市町村民税・都道府県民税税額決定（納税）通知書の電子化による配布について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	市町村民税・都道府県民税税額決定（納税）通知書については、地方自治体より特別徴収義務者（会社）へ納税者（社員）全員分が書面で送達されてくるため、特別徴収義務者（会社）から納税者（社員）に対し手作業による区分、配布する方法しかなく、ICT技術を活用した配布（通知）ができず、合理化の推進を阻害している。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	地方税法第43条 地方税法第321条の4 地方税法施行規則第2条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	地方税法施行規則第2条で様式を定められており、その中で各自治体の首長の印があるため、書面での通知のみになっていると思われるが、首長の印を省略可能（現在も実際の押印ではなく、印字されたものになっている）にするとともに、自治体から特別徴収義務者（会社）へ磁気データで「市町村民税・都道府県民税税額決定（納税）通知書」の通知を可能とする法制度の改正を望む なお、特別徴収義務者（会社）から納税者（社員）に対しても、電磁的方法により通知することを可能とする法制度の改正も併せて望む